

比布町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 比布町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便性向上等に必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の作成及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の運営)

第3条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行なうものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び助言を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第4条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第5条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、比布町総務企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第6条 協議会の運営に要する経費は、負担金・補助金・繰越金・その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年12月27日から施行する。